

愛知県立大学教員資格審査基準

(目 的)

第1条 この基準は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に基づき、愛知県立大学（以下「本学」という。）に勤務する専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の採用及び昇任に関する基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本学の教員は、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者のうちから選考する。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (4) 芸術、体育等においては、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所その他の事業所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、前条各号のいずれかに該当する者とする。

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条に該当する者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。